時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
【箇年前金六圓
○時事新報紙ヲ郵便ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢 二厘	六錢 八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢 三厘	五錢九厘五毛
卅一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢 五厘

時事新報

時事新報

歐米職工の生活如何（昨日の續）

獨逸の職工は三年の兵役に可惜勤勞の歲月を浪費する其上に麥酒を鯨飲するの風、大に職工の間に行はれ是が爲めに生活の度を低ひくること少なしとせず千八百七十年の計算に普佛西一國のみにて料理店十二萬軒、酒店四萬軒あるとしが千八百八十年の調査に係る獨逸は月報表に據れば五割五分の增加にして酒店料理店合して二十萬軒の多きに至れり左れば獨逸人が麥酒を消費する量は嬰兒子供に至るまで一日平均四罎に相當する割合にして其職工は一人として麥酒倶樂部の社員となり日々其處に集會して喫烟飲酒の夕をおさゝるいなし人或は此言を信せざるものあれども獨逸人が麥酒を嗜むことは實に甚だ多く其職工の大半は酒錢の拂ひ家賃よりも多きは事實疑ふ可らざる所にして彼等は一般に麥酒を流動體の食物と稱し之を飲用するは侈奢にわらずして日用必需の食品なりと信ぜり左れば同國中の大なる製造所にては麥酒飲用時間として午前十一時と午後四時との兩度に十分づゝの休暇を職工に與ふる處さへあり現に南ウルテンボルク中にて七百人の職工を使役する製造所は其職工の爲めに一日二千五百罎の麥酒を消費すと云ふ今これを人別に割付れば一人三ピント半の割合にして一ピントの價を二仙半とすれば一人の消費金高凡そ九仙なり而して其職工の賃銀を問へば平均一日四十仙に越ゆる能はずと云ふ尤も獨逸にては生活の費用伊太利よりも廉にして牛計甚だ易く製造所に通ふ所の工夫は朝五時に起床珈琲と黑麵包とにて朝餐を辨じ六時を期して仕事場に赴き十一時と四時に十分間づゝを飲酒に費やし十二時より一時まで食事の爲めに休み午後七時に家に歸る製造所に在ること都合十三時間にして仕事に從事するなり十一時四十分間なりとも白耳義にては勞役者の「魅强」方あらず女子は勿論年若き娘に至るまで石炭坑に入りて役を取り石炭を背にして山路を運搬を以て一日三十仙の賃銀を得ること常とせり

然れども白耳義の勞役者は斯く勉强するにも拘らず其所得の大半は飲酒と休日の游樂に費して餘りあることなし蓋しその浪費と人口の過剩とは白耳義國人が常に窮乏に苦しむの原因たるものなり而して製造所の職工などには一日三弗を得る者ありて此數を自ら一家を成すか若しくは一箇月十二弗乃至十五弗の借屋住居をなす事なれども之は國中の價ゝたる數にて同國職工の所得は平均一日六十仙に過ぎること能はざるあり

獨逸の職工に至ては總て人間の事なるが魚鳥人は日より見るときは大なる動物なるものにいわゆる事と云へり即ち彼等は御飯床を出づれば仕事半經を被るや否や直に飲食店に飛込み四仙を投じてチョコレートと麵包を買ひ以て朝飯を濟すを常とせり

英國の職工は歐洲中にて其所得最も多く隨て生計も亦饒かにして食物家屋ともに大陸職工の企て及ぶ所にあらずと雖も然れども伊太利及び佛國の職工に比し其愉快幸福の度如何に至ては未だ容易に判斷もべからざる者あり英國の職工い其所得に安んぜずして更に高賃銀を要求し常に酒肉に飽かんことを望む是れ死すべしと思へり幸にして英國にては生活の費用低廉なる其上に賃銀の割合高くして如何なる職工にても一日一弗の賃銀を得ざるものなく器械手は一弗半、蒸汽車運轉手は一弗半より一弗七十五仙を得べき水車器械の仕事に至ては斯の如き高賃銀を得る能はずと雖も生活の手段容易なるを以て低賃銀も其勞を償ふて餘りあり現にヨークシャー邊にて同業に從事する職工は皆なる夫〳〵の家屋に住居し而も其家は煉瓦造の二階屋にして小さき芝園と內庭とを備へ家賃は一周間八十八仙より一弗迄の間にて其外瓦斯の價一千立方ヒートにて五十四仙、石炭の價、噸買にて一噸一弗八十仙、小買にて同三弗六十仙の入費ありて而して食料は米國よりも低廉なり又た紡績師及び織物師は一周七弗二十仙より八弗十八仙の賃銀なれば素より奢侈となすこと能はざれども日用必需の物品を調へて尋常相應の生計となすこと敢て難きにわらざるあり是種の職工の朝餐は茶、珈琲、麵包、バタ、等にて時としては肉類雞卵と食ふことあり晚餐は概して牛豚肉、麵包、バタ、蕃薯等にして一周の中兩三度い腸詰と供す家に據ては此外に麥酒或は麦酒の食卓に上ることあり

以上は歐洲諸國職工生活の有樣あるが米國職工社會の生活に至ては其事情大に異なるものあり同國にて製造の盛なる或る都府に男女老若一揃の一家族あり父は石炭坑に入りて勞を執り母と二人の娘は水車器械場に行て働く父は一周間七弗、母は五弗、長女は四弗、十四歲の次女は三弗二十五仙一周間に總計十九弗二十五仙の收額なり一年平均四十八周間としてこの一家族が一年間に所得は九百二十四弗となる而してこの一家族が住居は通例密接したる借家の第一層に在りて五間を有し二間は凡そ十四平方英尺の廣さなるが他の三間は窓の設けもなく何れも立錐の地なき小間き室にて尋常の寢室すら容るゝに困却する程のものなり左れども此の家は會社より特別の低價にて借受るものにて一箇月六弗の風賃なり實に米國にて是種の家を借れば一箇月の借料通例十弗なる可き其他米國は著大なる都府ヒラデルヒヤ、ニューヨーク、セントルイス等に於ては職工の賃銀小都府より少しく高きが如しと雖とも生活の費用多大なるを以て出入相償はず ニューヨーク府などは家賃も高く食物も高く日用必需の物品悉く高からざるものなれども以て尋常の職工輩は人間相應の生活すら猶ほ望み難き程の次第にて例へば家賃の一事に就てもニューヨーク府中にて一箇月十弗以下のものは殆めて僅少の數なるが殆る家屋は最下最劣のものよりして殆んど人間の住居に堪へざる程なりと云ふ以て米國の職工が生活に困難なるの情狀を想見る可し

（完）

官報

○宮內省達第四號

明治十八年九月五日本省達華族女學校規則第三章第四條ヘ左ノ一項ヲ追加ス

明治廿一年二月廿九日　宮內大臣子爵土方久元

春期休業　三月中旬ヨリ四月上旬迄ノ內一週間

○警察令第二號

深川區洲崎辨天町遊廓內ノ屋上及煙筒ハ瓦石金屬等不燃質ノ材料ヲ以テ堅牢ニ築造スヘシ

明治廿一年二月廿九日　警視總監子爵　三浦連廣

東京府知事男爵高崎五六

郡區役所

○東京府達第九號

明治廿年（九月）達第六十一號租稅計算整理順序樣式租稅表其他差出期限裏中所得稅及菓子製造稅表差出期限ノ項左記ノ通リ更正ス

明治廿一年二月廿九日　東京府知事男爵高崎五六

所得稅　十月五日翌年四月五日

菓子製造稅　九月五日翌年三月五日

○辭令

（各通）

陸軍工兵大尉　伊集院兼雄

第一調馬隊計官　東村　守節

陸軍一等軍吏

停職被仰付（二月廿五日同）

帝國大學總長　渡邊　洪基

明治廿一年尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員長ヲ命ス

文科大學教授　外山　正一

理科大學教授　菊池　大麓

文部省參事官　服部　一三

高等師範學校教諭　高嶺　秀夫

文部省參事官　江木　千之

明治廿一年尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員ヲ命ス（以上二月廿四日文部省）

麻岡大林區署長ヲ命ス（二月廿四日農商務省）

林務官　原　敬

○鐵道運輸收入　去る一月中鐵道局運輸收入は左の如し

	旅客賃金	貨物賃金	合計
東京 横濱間	三八、六九八、九一五圓	六、五四九、九〇五圓	四五二四八、八二圓
横濱國府津間	八、二四一、四〇五	一、三〇六、三九	九五四七、七九五
高崎 横川間	二、二三二、三三	一、六八五、六七五	三、九一八、〇〇五
直江津 關山間	運轉停止中		
碓氷 大津間	四一、二九〇八三	一二、一〇三、九三	五三、三九四、七六
敦賀 武豐間	一二、六五九、二一	五、七三九、一七	一八、三九八、三八
總計	一〇三、一二三、六九	二七、三八五、〇七	一三〇、五〇七、七六

又同月中日本鐵道會社汽車運輸收入合計金九萬三千八百四十六圓二十二錢內旅客賃金四萬八千四百七十二圓二十三錢貨物賃金四萬五千三百七十三圓九十九錢あり（鐵道局）

雜報

○大坂川口入津料に關する意見　大坂府にては安治、木津、尻無の三川口に入津する諸船舶より入津料を取立るが故に年々船舶の入津數と減少を爲に大坂の不繁昌を來すにも至るべければ右入津料減額又は廢棄と府知事に建議せんとの計畫ある次第は曾て本紙に掲載せる處なり右入津料の儀は目下同地方に一大問題にて現に世人の注目と來すまでは紛擾を生じる大坂商法會議所の議論も之れが爲めにして今尙ほ同地に入津料に關する可否の議論上下に喧しきよし右入津料廢す可しと主張する人の說なりといふを聞くに今を去る四十年天保年間より明治七八年頃に至る迄は安治、木津、尻無の三川とも川口非常に淺く干潮の時三尺滿潮の時六尺位の深さなれば干潮にい僅か百石積以上の和船も入津すると能はず曾沖合に潮待して入津する次第なれば千石積以上の船は總て滿潮時と雖とも入津せず何れも沖掛りして積荷せる諸荷物は總て小荷船にて大坂市中に運び入れたるよし況る不便利の景況なれば大坂の町人い一萬圓或いい一萬圓の損失を被る事ありしは其相變らず和變らず

○官內省達第四號

○宮內省達第四號

第一號品切　第二號再版　第三號品切　第四號再版
唯日小生儀朝ノ師新橋又ハ横濱マテ能々出迎被下千萬御有事存候右御禮乍失敬新紙ヲ以テ不取敢申上候
芝區伊皿子町　十一番地　星　松三郎